

## 【個人番号カードの受取をする方に 利用のご案内】

個人番号カードをお渡しするにあたり次の項目をご確認のうえ、ご使用ください。

(電子証明書の利用にあたっては別紙をご覧ください)

### ① 記載内容の確認

受け取った個人番号カードに記載のある内容に、誤りがないかを確認してください。

(氏名、住所、生年月日、性別、写真)

### ② 有効期間

カードの有効期間

カード発行日の年齢が20歳以上の方は、発行日後の10回目の誕生日まで有効です。

20歳未満の方は、5回目の誕生日までが有効です。

(個人番号カードの更新は、有効期間内に申請が必要です。有効期間の満了の3ヶ月前より、住民票のある市区町村の窓口で申請できます)

電子証明書の有効期間

2種の電子証明書を格納してある場合は、発行から5回目の誕生日までが期限となりますので、以後更新が必要です。

※「電子証明書の有効期限」欄の記入は基本的には御本人が記入してください。ただし御本人が依頼されれば職員で記入します。(記載は油性マーカーで行ってください)

### ③ 引越等に伴う個人番号カードの券面情報の変更

引越や婚姻等で個人番号カードの券面記載事項が変更となった場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、個人番号カードを市区町村の窓口にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。

### ④ 個人番号カード紛失等の場合

i 個人番号カードを無くした場合には、直ちに以下の電話番号(紛失等の場合には365日24時間対応)に連絡し、個人番号カードの電子証明書等の機能の一時停止を行って下さい。併せて住民票のある市区町村の窓口で紛失等の届出を行って下さい。

・マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)0120-95-0178

・個人番号カードコールセンター(有料)0570-783-578(繋がらない場合には050-3818-1250)

なお、個人番号カード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、住民票のある市区町村の窓口で一時停止の解除を行えます。

ii 個人番号カードを紛失等し、または著しく損傷した結果、カードの再交付を希望する場合には、住民票のある市区町村の窓口で再交付の申請を行っていただく必要があります。その際、紛失の場合は警察署等から出される遺失届を、焼失の場合は消防署等から出される罹災届をお持ちください。また、著しく損傷した個人番号カードについては、窓口までお持ちください。なお、

裏面に続きます

紛失等に伴う再交付の際には住民票のある市区町村が定める手数料が掛かります。

### ⑤ その他

以上のほか、個人番号カードの利用に関する情報については、以下のサイトをご参照ください。

- ・ 総務省 マイナンバー制度と個人番号カード

[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

- ・ 地方公共団体情報システム機構 個人番号カード総合サイト

<http://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

#### (個人を証明する物として利用する場合の注意)

この個人番号カードは、1枚で公的に個人を証明する物として有効ですが、個人を証明するだけなら個人番号を表明する必要はありません。そのため個人番号が記載された裏面を提示する事が無いように注意してください。(利用時に表面をコピーされることがあるかと思いますが、個人番号を利用する事務以外で裏面をコピーすることは法律に違反します。)

普段はお渡ししたケースに入れて保管してください。

